



# 輝く街づくり

市政に新たな種をまき、  
芽を育てよりよい街にしよう!

VOL. 55

# たけちゃん通信

和光市議会 総務環境常任委員会委員長 **吉田たけし**



## 令和6年和光市議会3月定例会

令和6年和光市議会3月定例会(議会)が、2月22日(木)より会期29日間の日程で開会し3月21日(木)に閉会致しました。

## 施政方針

3月定例会では、毎年令和6年度に対する施政方針が行われます。施政方針とは、令和6年度1年間の市長の市政運営に対する重要施策や予算編成の基本方針を説明するものです。私は、会派緑風会を代表して33項目の質問をし、質問に対する答弁を聞き2回目の質問を11項目しました。

### 令和6年度埼玉県和光市一般会計予算(予算規模)

一般会計	312億4,800万円	(対前年度比0.8%減)
国民健康保険特別会計	63億7,161万1千円	(対前年度比0.31%増)
後期高齢者医療特別会計	11億2,027万2千円	(対前年度比22.0%増)
介護保険特別会計	47億8,935万1千円	(対前年度比6.1%増)
和光都市計画事業和光市駅北口		
土地区画整理事業特別会計	11億6,939万2千円	(対前年度比16.0%増)
水道事業会計	23億7,974万8千円	(対前年度比2.04%減)
下水道事業特別会計	15億9,145万2千円	(対前年度比3.39%増)

※庁舎等空調設備省エネルギー改修業務委託料、ラストワンマイル検討業務委託料、外環上部丸山台広場トイレ設置工事費については以下の理由から修正案が提出され削減されました。

## 修正案理由

### 庁舎等空調設備省エネルギー改修業務委託料について

今回業務委託料として計上されているのは、5億8,300万円ですが、説明によるとトータルコストは16年で8億8,300万円であり、削減見込みコストは1億6,000万円とのことでありました。しかし、運用にかかる人件費についての詳細は今後の検討事項とされており、増減が不明であり、また、文化センターを管理する事業者との間でどのような体制をとっていくかも協議されていない状況であることから、費用負担も不明であり、さらには、複合化された設備が設置された場合、故障時に原因の特定に困難をきたすことから、保守にかかる費用も増加する懸念があります。

### ラストワンマイル検討業務委託料について

市が何をしたいのかが見えない中で、この事業を進めることは時期尚早であります。予算の積算根拠も不明確であったことから、計画の立て直しや再見積りをして確実に進めていただきたい。説明の際も、この事業をなぜ行うのかとの質問に対し、外部委託をして行う理由が明確に示されないことから、議論を終えた経緯があります。

### お知らせ

#### 「NHKのど自慢」和光市で開催決定!

NHKのど自慢が19年ぶりに和光市で開催することになりました。  
日時：2025年1月26日(日)



報道発表資料はこちらから

#### 和光市駅北口地区第一種市街地再開発事業が都市計画決定されました。

和光市の玄関口である駅周辺の安全性と拠点性を高めるとともに、にぎわい・活気ある魅力的なまちなか空間の創出のため、官民連携によるまちづくりを進められています。



報道発表資料はこちらから

### 外環上部丸山台広場トイレ設置工事について

本事業は外環上部丸山台広場の利用方法が確立、確定していない現状において、突如として予算計上されたものであり、その目的が不明確であります。費用対効果も不明確であり、歳入についても国や県の補助金を得ることもなく、その多くを起債に依存するものであり、市民負担も増加します。また、人の目が行き届かない立地における防犯対策にも不安が払拭できないこと。事業目的や、設置後の維持、安全管理体制を明確にしてから事業実施をすべきであることから、予算計上は時期尚早であります。

## 一般質問抜粋

### 元職員の業務上横領の和解について

**質問** 高齢の夫婦の多額の現金やキャッシュカードは、和光市が福祉行政に関して預かったものであり、元職員が預かったものではなく市は、責任を持って保管し、持ち主に返さなければなりません。もし市の職員の不始末によって返せなくなったとしても、市の責任は、免れるわけではなく、その損害を完全に賠償しなければなりません。これが、健全な常識であり、市の責務であります。

このことについて3点質問します。

①市は、最初に被害者から損害賠償請求をされたとき、なぜこれに応じなかったのか。

**健康部長答弁:**元職員による窃盗行為は、元職員が個人で行った行為であるとして、損害賠償請求に応じられない旨を回答したものです。

②令和4年6月に損害賠償請求の訴えを提起されたとき、なぜ応訴したのか。

**健康部長答弁:**元職員による横領および窃盗行為は、元職員が個人で行った行為であり、国家賠償法第1条第1項には当たらないものとして応訴したものです。

③令和5年8月に裁判官から6,500万円を支払う旨の和解案を示されたとき、なぜ応じなかったのか伺う。

**健康部長答弁:**和解案で示された理由において、市の主張が全く考慮されていなかったことから、受け入れられない旨を回答したものです。

**再質問** 和解金の4,870万円の補填に関しての市長のお考えを伺う。

**市長答弁:**こちらに関しましてはまずあの元職員に対して今、求償を行っているところです。

その結果に基づき、法律に基づいた対応をしてみたいと考えております。

### 要望

市長は、12月議会の答弁で前市長と副市長の責任について、「故意又は重大な過失」について否定しましたが、しかし、まったく過失がないとは言いきれないのではと思います。具体的に、かつ、丁寧に検証し、国家賠償法の求償権の行使ができないかどうか、あらためて検討してもらいたいと思います。

さらに、求償権の行使以外にも、市の支出負担(元職員の裁判は3つ行われており、これまでに市民の税金が裁判費用を含め1億円以上が使われています)の補填のための手段について、あらゆる可能性を検討してもらいたい。

市長は、2月15日の全員協議会で「被害者に対する賠償金の支払いは、取り敢えず、市が立て替え払いをしたものである」と説明しました。

市が立て替え払いをしたものを、市民の負担にすることなく、「あらゆる手段」を真剣に検討してもらいたいと思います。和解に応じ、賠償金の支払いの判断をし、実際に支払ったのは、市長であります。その責任は重く、その身に全てを受け止めなければなりません。

この不祥事の責任を市民に転嫁することは、許されません。市政の最高責任者として、最終的な責任を取らなければなりません。

それが、市民の負託を受けた市長の宿命であり、責任であります。

市長の更なる判断に期待をし質問を終わりました。

## 3月8日にまた不祥事の報道発表が以下の通りありました。

和光市は8日、住民税非課税世帯を対象に1世帯7万円を給付する内閣府の支援事業「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金」対象者に送付するために市役所で保管していた現金計21万円入りの現金書留の封筒3通及び差出票4枚の紛失が3月4日に発覚したと発表しました。

発覚後、市は関係者から聞き取りを実施し、保管を知り得た、全ての職員及び委託先のスタッフに対し、聞き取りを行ったが、発見には至らなかったため、市長へ報告後、朝霞警察署へ3月8日(金)通報しました。

今回の事件は金額の問題ではなく、市の体制が変わっていない事で再発したかと思えます。まだ、警察の捜査中ですので、犯罪かどうかは分かりませんが、お金の扱いが元職員の大きな不祥事の教訓が生かされていないようです。



報道発表資料はこちらから

市政に対して関心を持ち、発信していくことが大切です。  
税金の無駄遣いがないよう、皆さん一緒に市政を見守っていきましょう。

市政に対するご意見・ご要望、またなにかの時には、なんでもご遠慮なくご相談ください。皆さんと一緒に考えて行きます。



## 吉田たけし後援会

会長 柳下正一

FAXの方はこちら

ご記入上そのままFAXしてください。

インターネットの方はこちら

PC、スマートフォンからも可能です。



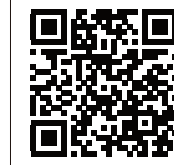
<http://takechan-yoshida.jp/new/kouenkai.html>

## 吉田たけしの今を伝える。

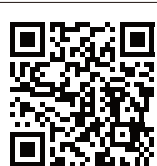
日々の活動をSNSを使って配信しております。



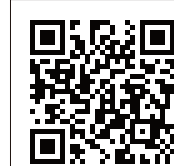
ホームページ



ブログ



Facebook



Twitter